

沖縄県通院患者リハビリテーション事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協力事業所

精神障害者に対する理解が深く、精神障害者に仕事の間を提供し、社会適応訓練を行うことを通じて、その社会的自立を促進することに熱意を有する事業所であって、知事が適当と認めたものをいう。

(2) 対象者

明らかに回復途上にあり、社会的規範を受け入れられる状態にあるが、作業遂行の機能が不十分であるか、恒常的に維持されない通院中の精神障害者（知的障害者を除く）であって、知事が本事業の効果が期待されると認めた者をいう。

(通院患者リハビリテーション運営協議会の設置)

第3条 知事は、協力事業所の選定、対象者の決定、委託期間終了後の指導、本事業の運用等について意見を聴くため、専門家等で構成される通院患者リハビリテーション運営協議会を設置する。

(協力事業所の選定基準)

第4条 協力事業所の選定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 経営が安定していること。

(2) 作業環境が良いこと。

(3) 作業内容が訓練生に適していること。

(4) 作業が危険性のないものであること。

(5) その他知事が必要と認める事項。

(委託料・訓練手当)

第5条 知事は保健所長を通じて協力事業所に対しては委託料を、対象者に対しては訓練手当を次のとおり支払うものとする。

(1) 協力事業所委託料 訓練生1人につき 1,600 円×通所延日数（委託料の日数は1ヶ月20日を限度とする。）

(2) 訓練手当 訓練生1人につき 450 円×通所延日数（訓練手当の日数は1ヶ月20日を限度とする。）

2 保健所長は、対象者への訓練手当について、協力事業所を通じて支払うものとする。

(協力事業所の申込み、決定等)

第6条 協力事業所になることを希望する事業所は、協力事業所申込書（第1-1号様式）を事業所所在地を管轄する保健所長（那覇市については南部保健所）を経由して、知事に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の申込書を受理したときは、記載事項その他必要な事項について協力事業所としての適否を調査し、協力事業所調査報告書（別紙1）を知事に副申する。知事は、調査結果等をもとにその適否を決定し、協力事業所決定通知書（第2号様式）又は協力事業所不承認通知書（第3号様式）により保健所長を通じて申込者に通知するものとする。

3 保健所長は、前項の規定により決定された協力事業所について、協力事業所登録簿（第4号様式）に登録するものとする。

4 訓練委託決定後の更新については、当該事業年度内においては第1項及び第2項に準じ取り扱うものとする（第1-2号様式等）。

(対象者の申込み、決定等)

第7条 通院患者リハビリテーションを希望する者は、通院患者リハビリテーション申

込書（第 5-1 号様式）に精神科病院の主治医の意見書（第 6 号様式）を添えて居住地又は事業所所在地を管轄する保健所長（那覇市については南部保健所）を經由して知事に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の申込書を受理したときは、記載事項その他必要な事項について対象者としての適否を調査し、訓練対象者調査報告書（別紙 2）及び通院患者リハビリテーション事業実施計画書（別紙 3）を知事に副申する。知事は、調査結果等をもとにその適否を決定し、リハビリテーション決定通知書（第 7 号様式）又はリハビリテーション不承認通知書（第 8 号様式）により保健所長を通じて申込者に通知するものとする。

3 保健所長は、前項の規定により決定された対象者について、対象者登録簿（第 9 号様式）に登録するものとする。

4 訓練決定後の更新については、当該事業年度内においては第 1 項及び第 2 項に準じ取り扱うものとする。（第 5-2 号様式等）。

（対象者の決定の基準）

第 8 条 知事は前条第 2 項の規定による対象者の決定に当たっては、次の各号の要件を満たしていることを確認した上で、その適否を決定するものとする。

(1) 雇用契約による就労が困難であること。

(2) 週 20 時間に満たない働き方を通して生活リズムの改善や職業準備性の向上を希望している者であること。

(3) 原則として、障害福祉サービス事業（就労移行支援事業及び就労継続支援事業に限る。）を利用していないこと。（本事業と併用（同日利用不可）する場合は、当該対象者に係る障害福祉サービス事業での課題が把握されていること。）

(4) 一般就労のための職場実習や職業的技能の向上のみを目的としていないこと。

（委託契約の締結）

第 9 条 知事は、対象者についてその能力等を勘案し、通院患者リハビリテーション運営協議会の意見を聴いたうえで適切な協力事業所を決定し、保健所長へ通知する。保健所長は、対象者の同意を確認したうえで協力事業所との間に委託契約書（第 10 号様式）により契約を締結するものとする。

（委託期間）

第 10 条 委託期間は、原則として 6 箇月とし、2 年を限度として更新することができる。

（中間評価）

第 11 条 保健所長は、訓練開始時に作成した通院患者リハビリテーション事業実施計画に定めた時期に、対象者の訓練の実施状況を評価し、その結果として通院患者リハビリテーション事業実施中間評価書（別紙 4）を作成する。

2 当該評価書は委託期間終了時に知事に提出するものとする。

（委託契約の解除）

第 12 条 保健所長は、第 10 条の委託期間中に対象者の症状等により本事業の継続が不能又は不要になったときは、これについて調査を行い通院患者リハビリテーション事業実施結果評価書（別紙 5）及び訓練中止等に係る調査報告書（別紙 6）を知事に副申する。又保健所長は、調査結果等をもとに委託契約を解除することができる。

2 知事は、委託契約が解除された場合には、その結果を通院患者リハビリテーション運営協議会に報告するとともに、必要に応じてその意見を聴くものとする。

（相互理解）

第 13 条 保健所長は、委託に際しては対象者の特性、事業の内容等を協力事業所に十分説明するとともに、対象者及びその保護者についても必要な注意を与え、協力事業所及び対象者が相互に理解を深めるよう努めるものとする。

（登録簿の記載等）

第 14 条 保健所長は、委託契約を締結したときは、必要事項を協力事業所登録簿及び対象者登録簿に記載するものとする。

（訓練状況報告）

第 15 条 協力事業所は、毎月 10 日までにその前月分の訓練状況について社会適応訓練

状況報告書（第 11 号様式）により保健所長に報告するものとする。

（委託料・訓練生手当の請求及び支給）

第 16 条 協力事業所は、毎月 10 日までにその前月分の委託料（訓練手当含む。）について、社会適応訓練委託料請求書（第 12 号様式）を保健所長に提出するものとし、保健所長は、請求内容を審査し、適当と認めるときは、請求のあった日から起算して 30 日以内に支給するものとする。

2 協力事業所は、訓練生への訓練手当の支給を証する書類として、訓練手当支給報告書（様式第 13 号）を保健所長に提出するものとする。

（事故の処理）

第 17 条 協力事業所の故意又は過失により事故が発生した場合は、協力事業所の責任と負担により解決するものとする。

2 協力事業所は、社会適応訓練の実施中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を事故報告書（第 14 号様式）により保健所長を経由して知事に報告し、指示を受けなければならない。

（調査指導等）

第 18 条 知事及び保健所長は、社会適応訓練の適正な実施を確保するため、協力事業所からその実施状況に関する報告を求め、関係職員に随時必要な調査及び指示を行わせることができるものとする。

（委託期間終了後の取扱い）

第 19 条 保健所長は、委託期間が終了したときは、協力事業所から訓練の結果報告書（第 15 号様式）を提出させ、知事に報告するものとする。知事は、これらを通院患者リハビリテーション運営協議会に提出し、対象者の指導方法等につき同運営協議会の意見を聴いたうえで適切に対処するものとする。

2 保健所長は、委託期間が終了したときは、協力事業所及び訓練生から社会適応訓練に関する評価を求め、通院患者リハビリテーション事業実施結果評価書（別紙 5）を作成し、前項の結果報告書と併せて知事に提出するものとする。

附 則（昭和 57 年 10 月 1 日制定）

この要綱は、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 29 日改正）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日改正）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 17 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 12 月 24 日改正）

この要綱は、平成 23 年 1 月 4 日から適用する。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日改正）

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 18 日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の沖縄県通院患者リハビリテーション事業実施要綱第 7 条第 3 項の規定により登録を受けている利用希望者に対する取扱いについては、改正後の沖縄県通院患者リハビリテーション事業実施要綱第 10 条の規定に関わらず、なお従前の例による。